

第6章

施策の推進

第6章 施策の推進

1. 各主体の役割

小郡市食料・農業・農村基本条例第3条から第6条において、市の責務、農業者及び農業団体の責務、市民の役割、事業者の役割について、以下のように記述されています。

本計画の推進にあたっては、各主体が責務と役割を果たしながら、互いに連携・協力して施策に取り組んでいく必要があります。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」より（抜粋）

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

（農業者及び農業団体の責務）

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な農業生産及び魅力ある農村づくりに主体的に取り組む責務を有する。

（市民の役割）

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 食品産業に関わる全ての事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な利用と消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(1) 小郡市の役割

小郡市は、条例に規定する基本理念及び本計画に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を農業者及び農業団体、市民、事業者とともに実施及び推進します。

(2) 農業者及び農業団体・市民・事業者の役割

【食料】

●食の安全・安心の取り組みの推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none">・安全で安心な農産物の生産と供給に努めます。・自ら生産する農産物に関し、消費者との情報交換や交流に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">・農産物の安全について正しい理解に努めます。・地産地消の様々な取り組みに参加し、安全で安心な地元産農産物による健康的な食生活を楽しみます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・農産物等の流通・加工等の過程における安全・安心を心がけるとともに、生産履歴表示の適正化を図り、消費者への安全・安心な商品の提供に努めます。

●地産地消の推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none">・市内小中学校の学校給食への地元産農産物の供給に努めます。・直売所や直売コーナー等への農産物の供給を積極的に行い、地産地消の推進に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">・小郡市で生産される農産物等に関心を持ち、積極的な消費に努めます。・市内直売所や直売コーナーの積極的な利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・小郡市で生産される農産物や加工品について関心を持ち、積極的な利用や流通・販売に努めます。・地元産農産物を活用したイベント等への積極的な参加に努めます。

●食育の推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"> 多様な農業体験の機会を積極的に提供し、学校や地域と連携しながら食育の推進に関する活動に取り組むように努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 食への知識と理解を深め、食事のマナーや健康を保ち高める食生活を身につけるように努めます。 家庭・地域・学校・職場等生活の様々な場面で、可能な限り食育に取り組むとともに市の施策に協力するように努めます。 食への感謝の心を育み、食品ロスを減らすように努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの削減など、生産・流通・販売過程における資源循環等に努めます。

【農業】

●多様な担い手の育成・確保と法人化の推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業の将来を考え、認定農業者制度の活用等により地域農業の担い手としての役割を果たします。 新規就農者等の多様な担い手の確保や指導・育成に努めます。 農業者相互交流の場の提供や参加をし、積極的な情報交換に努めます。 農業団体や地域組織等の役職に、女性農業者の積極的な登用に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 農業者についての理解や興味を深め、農業参入や支援に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業振興における多様な担い手の育成確保の取組に協力します。

●効率的な農業経営の確立

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"> 収益性が高く安定的な農業経営ができるように、規模拡大や効率化に努めます。 新しい生産、加工技術について積極的に情報収集し、活用します。 スマート農業の活用により農作業の効率化や大規模化を図ります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 小郡市で生産される農産物の購入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農業者が収益を確保できるように、地元産農産物の流通・利用に努めます。

●農業生産基盤の整備と優良農地の確保

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理に努めます。 ・農地が耕作放棄地にならないように適正な管理に努めます。 ・担い手への農地の集積に努め、地域全体で農地の有効利用に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤について、維持管理への理解と協力を努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理への協力を努めます。

●需要に対応した農業生産・流通・加工

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズの把握に努めるとともに、農産物の品質向上を図ります。 ・収益性が高く安定的な農業経営を目指し、競争力のある産地の育成に努めます。 ・食品事業者等と連携し、農産物のブランド化に努めます。 ・関係機関との連携を図り、商品開発・定番化に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産農産物の積極的な購入に努めます。 ・地元産農産物の加工品に関する情報を知り、積極的な消費に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズを把握し、農業者・農業団体と連携し、農産物や食品のブランド化に努めます。 ・新しい加工、流通技術について積極的に情報収集し、活用に努めます。

●気候変動への対応と自然循環型機能の維持

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の軽減に配慮した有機農業の取り組みに努めます。 ・可能な限り減農薬・減化学肥料による生産に取り組みます。 ・生産活動では可能な限り、省エネルギー化、再生可能エネルギー活用に努めます。 ・気候変動対策として、近年の夏場の高温に対応した品種の導入を進めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮して生産された農産物について理解し、積極的な購入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮して生産された農産物や加工品の積極的な利用に努めます。 ・事業活動では可能な限り、省エネルギー化、再生可能エネルギー活用に努めます。

【農村】

●農地の維持と多面的機能の発揮

農業者 及び 農業団体	・農業や農村が持つ多面的機能の維持・向上を推進する担い手として、地域の農業施設や農村環境の保全活動に主体的に取り組むように努めます。
市民	・農業や農村が持つ多面的機能の重要性について理解を深めるとともに、地域の共同活動に参加することで、多面的機能支払交付金事業の実施を支援し、地域資源の保全に努めます。
事業者	・農業や農村が持つ多面的機能の意義を理解し、保全活動を支援することで、持続可能な地域社会の形成への貢献に努めます。

●地域資源を活かした都市と農村の交流

農業者 及び 農業団体	・既存地域資源の有効活用及び新たな交流資源の創出に協力し、農業や農村の持つ魅力の発信に努めます。 ・直売所への地元産農産物の積極的な供給に努めます。 ・都市と農村の交流イベント等への積極的な参加に努めます。
市民	・直売所の利用や地域イベント等への参加をし、農業者や事業者との連携に努めます。 ・地域観光資源に関する情報を自ら得て、利用するように努めます。
事業者	・都市と農村の交流の場の提供において、自らの取り組むとともに協力や支援に努めます。 ・小郡市、農業者、直売所、J A等と協力し、小郡市の地域資源を活かした商品開発や事業化に努めます。

●住みやすい環境の創出

農業者 及び 農業団体	・農村地域の景観形成や美化に努めます。 ・関係機関と連携し有害鳥獣対策に努めます。
市民	・農村地域の景観形成や美化に努めます。
事業者	

●食料・農業・農村に関する情報発信のしくみづくり

農業者 及び 農業団体	・消費者との情報交換に努めます。 ・市が発信する農業に関する情報の活用に努めます。
市民	・広報や市のホームページ、SNS等から発信される情報を活用し、小郡市の農業や農産物の理解に努めます。
事業者	

2. 計画の推進体制

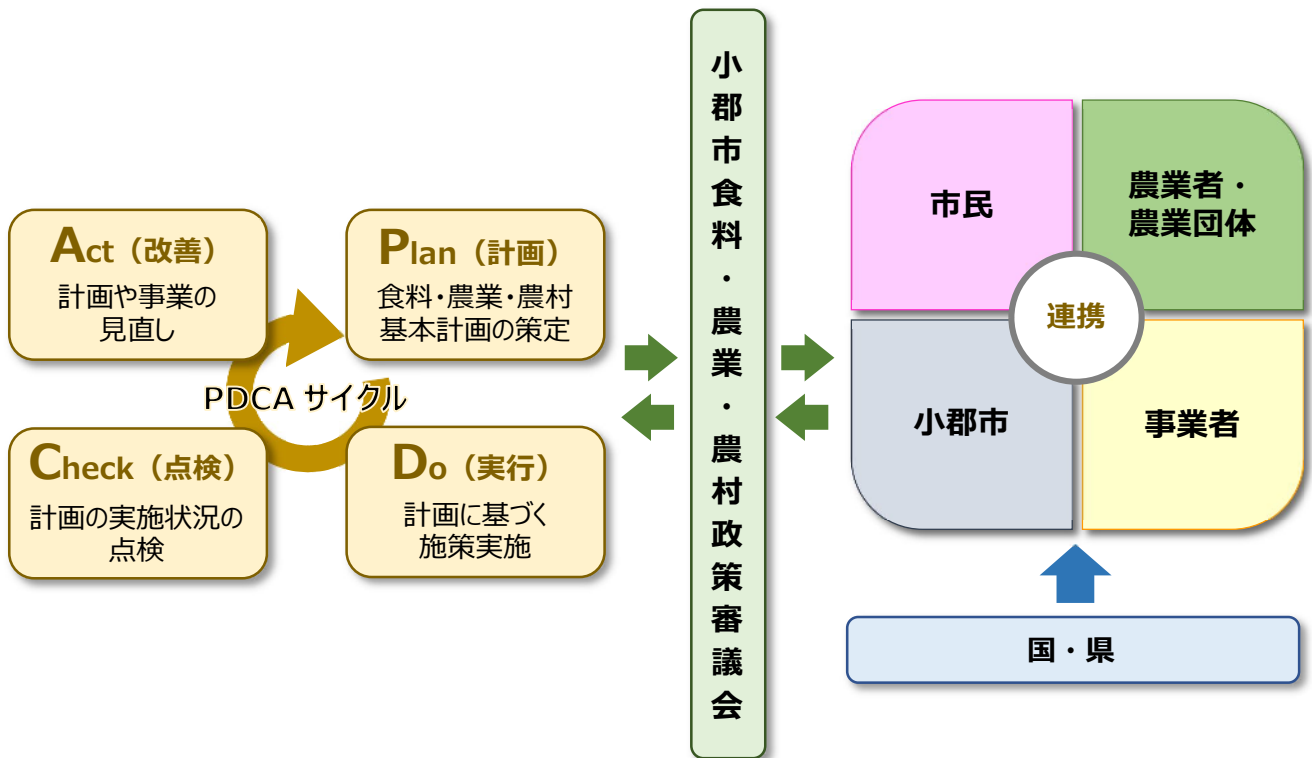
本計画の推進状況は、小郡市食料・農業・農村基本条例に基づき設置している「小郡市食料・農業・農村政策審議会」によって、とりまとめと検証を行い、必要に応じて計画や施策の見直し等を行います。

なお、計画の推進状況については、随時市ホームページ等に掲載し、市民へ広く公表します。

3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画内容が広く市民に理解されるよう周知・啓発に努めます。また、小郡市が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を定期的に検証し、必要に応じて計画を見直す、いわゆるPDCAの考え方による進行管理を行います。

なお、計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や行政のみならず市民、事業者などの理解や支援が不可欠であり、小郡市は計画に関する内容について定期的な情報発信を行います。



■計画の進行管理

